

「安心生活見守り台帳」に登録を！

～万一の時に備えましょう～



I. 「安心生活見守り台帳」について

区では、高齢者や障害者の体調異変時、地震・台風などの災害に備え、救援が必要な方を事前に把握し、地域での日常的な見守りや、体調異変時の緊急支援、災害時の救援、安否確認体制を強化するために、「安心生活見守り台帳」の登録を推進しています。

2. 登録できる方

千代田区に住民票があり、実際に住んでいる方で、次の①～⑥のいずれかに該当する方が登録できます。(施設や病院に入所、入院されている方は登録対象外です。)

体調異変時に不安がある方や、災害時における救援が必要な方は、特に登録をお勧めしています。

- ①65歳以上の方
- ②介護保険における要介護・要支援の認定を受けている方
- ③「身体障害者手帳」をお持ちの方
- ④「愛の手帳」をお持ちの方
- ⑤精神障害保健福祉手帳、若しくは自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方
- ⑥東京都難病患者等に係る医療費等の助成を受けている方

3. 登録の方法

登録を希望する場合は、安心生活見守り台帳登録票に必要事項を記入のうえ、千代田区在宅支援課相談係（かがやきプラザ1F）までご提出ください。

郵送でも受け付けております。郵送の場合は、下記までお送りください。

〒102-0074
千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ1F
千代田区 在宅支援課 相談係 宛
「登録票在中」

※登録内容を確認したうえで、区から登録希望者に連絡を行う場合がありますので、予めご了承ください。

裏面もご確認ください。

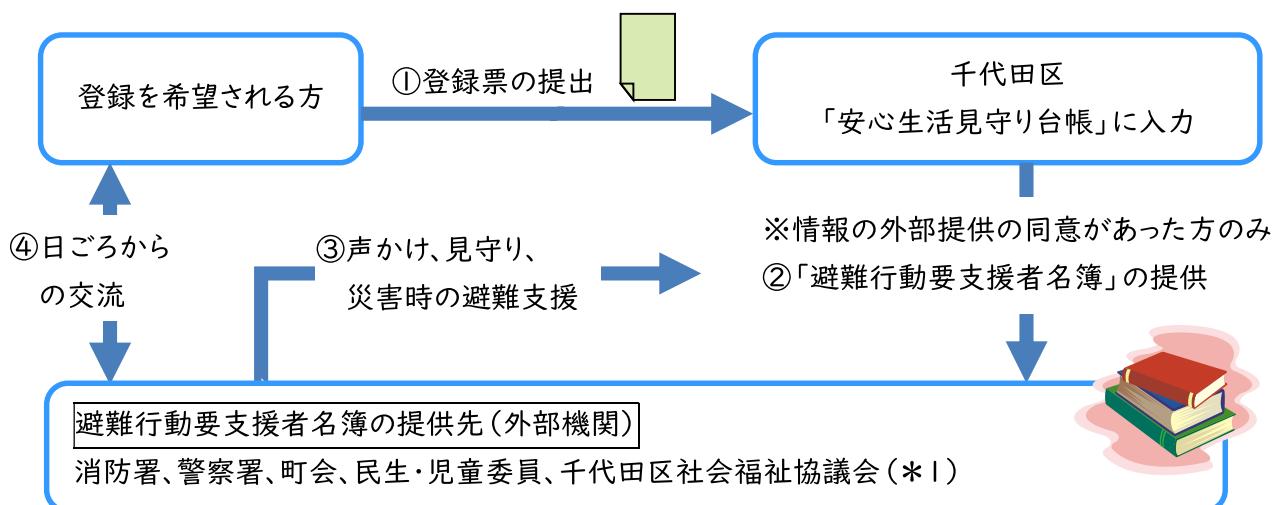
4. 避難行動要支援者名簿と、外部機関への名簿提供について

安心生活見守り台帳登録者のうち、以下の①～⑥に該当する方については、「避難行動要支援者名簿」(旧:災害時要援護者名簿)に登載されます。

また、安心生活見守り台帳登録票にて、登録者から情報提供の同意を得た場合、外部機関に支援に必要な情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を提供します。

- ①65歳以上の方でひとり暮らしままたは65歳以上の世帯の方
- ②介護保険における要介護3以上の認定を受けている方
- ③身体障害者手帳1、2級をお持ちの方
- ④愛の手帳をお持ちの方
- ⑤精神障害保健福祉手帳、若しくは自立支援医療(精神通院医療)受給者証をお持ちの方
- ⑥東京都難病患者等に係る医療費等の助成を受けている方

5. 登録票提出後の流れ



*1 千代田区社会福祉協議会は社会福祉法の中で、地域福祉の推進を図る目的として設立された社会福祉法人です。

6. 登録にあたって

- ◎この台帳は、ご本人・ご家族の意向を尊重し、個人情報保護に十分に配慮して作成します。
- ◎登録内容に変更が生じた場合は、下記問合せ先までご連絡ください。
- ◎この台帳をもとに、災害時の救援体制の強化を図りますが、災害の状況によっては、多くの方々が被災者になりうることから、台帳に登録することで、災害時の避難支援等が必ず保証されるものではないことをご理解くださいますようお願いいたします。

■問合せ先

千代田区 在宅支援課 相談係
電話:03-6265-6483(直通)
月～金曜日(祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

「千代田区安全・安心メール」

災害・防災に関する情報、消費者トラブルに関する情報など、ご自身の携帯電話に電子メールで配信するサービスを行っています。
詳しくは、災害対策・危機管理課(03-5211-4187)までお問合せください。